支えあおう心といのち

法律の専門家や保健師、相談支援専門員などが
無料で相談をお受けします。

松阪市
雇用・生活・こころと法律の合同相談会



松阪市は生きる支援として
ワンストップの合同相談会を実施します。

内 容
支出が増えた、眠れない、体調に不安があるなどの相談を専門相談員がお聴きします。

日 程
令和８年12月14日（月）
受付時間は、午後1時～午後3時です
（相談時間は午後4時まで）

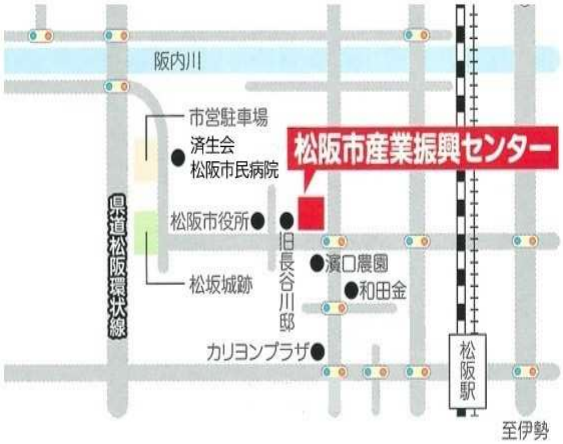


秘密は厳守します

申込不要
当日直接会場へ

【※弁護士への相談は1人（件）30 分程度です】
- ○保健師による健康相談
- ○マーベルの相談支援専門員によるこころの相談
- ○人権擁護委員による人権相談
- ○弁護士資格を持つ市職員による法律相談
- ○ハローワークによる就職に関する相談
- ○若者就業サポートステーション・みえによる 49 歳までの無業状態にある若者及びその家族の相談
- ○地域包括支援センター職員による介護相談
- ○生活相談支援センター職員による生活困窮（経済的困窮・社会的孤立等）の相談
- ○いじめ、生活保護、DV、ひきこもり等の相談

会場
産業振興センター3階（本町）



主催/松阪市　協力/ 松阪市人権擁護委員会 松阪市地域包括支援センター 松阪公共職業安定所
松阪市障がい者基幹相談支援センター「マーベル」 松阪市生活相談支援センター 若者就業サポートステーション・みえ

問い合わせ先:人権・多様性社会課 TEL:0598-53-4017